



栃木県公報

平成30(2018)年
6月29日(金)
第2999号

目次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 567
- 予定保安林..... 570
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録..... 571
- 地籍調査の成果の認証..... 571
- 土地改良区定款変更の認可..... 571
- 道路の供用開始..... 572

公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 572
- 県営土地改良事業の工事完了..... 574
- 公共測量の実施..... 575
- 土地区画整理事業の換地処分届出..... 575

企 業 局

- 栃木県民ゴルフ場の利用料金の承認..... 575

議 会

- 栃木県議会情報公開条例の運用状況の公表..... 577

告 示

栃木県告示第三百五十二号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金等から適用する。

平成三十年六月二十九日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
主管 部	主 管 課	補 助 金 等 の 名 称	交 付 の 目 的	交 付 の 対 象 で あ る 事 務 又 は 事 業 の 内 容	交 付 率 又 は 金 額	交 付 の 相 手 方	主管 部	主 管 課	補 助 金 等 の 名 称	交 付 の 目 的	交 付 の 対 象 で あ る 事 務 又 は 事 業 の 内 容	交 付 率 又 は 金 額	交 付 の 相 手 方
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
農政 部	畜 産 課	振 産 粗 飼 料 生 産 販 売 モ デ ル 推 進 事 業 費	略	略	略	略	農政 部	畜 産 課	振 産 粗 飼 料 生 産 販 売 モ デ ル 推 進 事 業 費	略	略	略	略

(細 則 等 規 則)

栃木県告示第353号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30（2018）年 6 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市油田町字中ノ宮994-3、1000-3、1001-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ宮994-3・1000-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市板荷字赤石下7660-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤石下7660-1（次の図に示す部分に限る。）所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市口栗野字樽代1434-1、1435、1436、字桑沢1437、1438-2、1439-2、字井戸沢1465

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字樽代1435・字桑沢1437・1438-2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第354号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年6月29日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		登録の日 年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
091300014	医療法人社団 晴澄会	宇都宮市下荒 針町3618番地	宝木荘	宇都宮市宝木 町2丁目1090 番地27	平成30 (2018)年 6月14日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養

（高齢対策課）

栃木県告示第355号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30（2018）年6月29日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
鹿沼市	鹿沼市緑町三丁目及び幸町二丁目の各一部	鹿沼市緑町三丁目及び幸町二丁目の各一部（緑町・幸町I地区）の地籍図及び地籍簿	平成30 (2018)年 6月20日
下野市	下野市笹原及び小金井の各一部	下野市笹原及び小金井の各一部（小金井VI地区）の地籍図及び地籍簿	平成30 (2018)年 6月20日

（農村振興課）

栃木県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した

ので、同条第3項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
船 生 土 地 改 良 区	平成30 (2018) 年 6 月 19 日

(農地整備課)

栃木県告示第357号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30 (2018) 年 6 月 29 日から同年 7 月 30 日まで一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 6 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
277	一 般 県 道 小 来 川 清 滝 線	日光市清滝和の代町1726-10から 日光市清滝和の代町1725-1 まで	平成30 (2018) 年 7 月 2 日
299	一 般 県 道 西 川 田 停 車 場 運 動 公 園 線	宇都宮市西川田 3 丁目 21-14から 宇都宮市西川田 4 丁目 1-1 まで	平成30 (2018) 年 6 月 29 日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
黒 川 東 土地改良区	理 事	小太刀允基		鹿沼市貝島町673	平成 30 (2018) . 3.31	
	〃	山崎 敏雄		〃 栄町 3-12-2	〃	
	〃	柏 淵 徹		〃 茂呂301-1	〃	
	〃	伊 澤 豊次		〃 〃 1541-3	〃	
	〃	高 村 登		〃 上殿町1148	〃	
	〃	金 子 臣一		〃 〃 1627-6	〃	
	〃	赤羽根由夫		〃 〃 594	〃	
	〃	高 木 利明		〃 上奈良部町325-2	〃	
	〃	佐 藤 良明		〃 下奈良部町293	〃	

理事	山崎 力		鹿沼市下奈良部町281	平成30 (2018). 3.31	
〃	川津 雅彦		〃 〃 454	〃	
〃	仲田 順一		〃 樺山町1064	〃	
〃	鈴木 タミ		〃 南上野町261	〃	
〃	鈴木 成明		〃 〃 429	〃	
〃	善林 勝三		〃 〃 131	〃	
〃	渡辺 春樹		〃 藤江町1242	〃	
〃	豊田 忠次	豊田 忠次	〃 上奈良部町103-2	〃	平成30 (2018). 4.1
〃	臼井 誠延	臼井 誠延	〃 大和田町80	〃	〃
〃		篠原 信夫	〃 貝島町607		〃
〃		高木 進一	〃 茂呂1858-16		〃
〃		山崎 富雄	〃 栄町3-3-17		〃
〃		小川 裕子	〃 上石川1866-41		〃
〃		小谷 茂	〃 上殿町1163		〃
〃		倭文 良江	〃 〃 1273		〃
〃		高橋 和江	〃 村井町591		〃
〃		宇賀神 茂	〃 上奈良部町304		〃
〃		山崎 文夫	〃 〃 358-2		〃
〃		仲田 一夫	〃 〃 325-3		〃
〃		小野口仁志	〃 下奈良部町115		〃
〃		川津 謙一	〃 〃 453		〃
〃		本田 浩一	〃 〃 39		〃
〃		小太刀啓蔵	〃 日光奈良部町201		〃
〃		鈴木 卓	〃 南上野町245		〃
〃		野口 雄一	〃 〃 512		〃
〃		金子 武男	〃 大和田町98-1		〃
〃		秋澤 和夫	〃 藤江町1069		〃
監事	谷中 一雄		〃 上石川1734-1	平成30 (2018). 3.31	
〃	宇賀神文子		〃 上奈良部町362-2	〃	
〃	金子 武男		〃 大和田町98-1	〃	

	監 事		鈴木 信二	鹿沼市貝島町697		平成 30 (2018). 4.1
	〃		田村 英一	〃 下奈良部町666-1		〃
	〃		上田 忠巳	〃 南上野町213-3		〃
引 田 土地改良区	理 事		齋藤 定夫	鹿沼市引田904		平成 30 (2018). 6.11
	〃		石原 功	〃 〃 655		〃
	〃		高村 祐司	〃 〃 1183-1		〃
	〃		高村 秀男	〃 〃 1355		〃
	〃		高村 正一	〃 〃 1532		〃
	〃		高村 和義	〃 〃 510		〃
	〃		福田 達夫	〃 〃 1836		〃
	〃		坂本 忠仁	〃 〃 949		〃
	〃		石原 慎一	〃 〃 631		〃
	〃		酒井 嘉夫	〃 〃 1140		〃
	監 事		上沢 収	〃 〃 430		〃
	〃		高村 實	〃 〃 287		〃
	〃		江連 茂樹	〃 〃 998		〃
笹 原 田 土地改良区	理 事		橋本 功	鹿沼市笹原田151		平成 30 (2018). 6.11
	〃		橋本 政雄	〃 〃 444-2		〃
	〃		川田佳津美	〃 〃 53-1		〃
	〃		兼目 榮	〃 〃 409		〃
	〃		橋本 實	〃 〃 434-1		〃
	〃		橋本 忠三	〃 〃 260		〃
	〃		川田 栄一	〃 〃 114-3		〃
	〃		菅沼 一誠	〃 〃 503		〃
	〃		川田 操	〃 〃 635-1		〃
	〃		菅沼 光夫	〃 〃 496-1		〃
	監 事		橋本 章	〃 〃 261		〃
	〃		兼目 正美	〃 〃 455-1		〃

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

平成30（2018）年6月29日

栃木県知事 福田 富一

事業名	完了年月日
県営大室地区土地改良（区画整理）事業	平成30（2018）年4月17日

（農地整備課）

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那珂川町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年6月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域
那珂川町全域
- 3 作業期間
平成30（2018）年11月16日から平成31（2019）年3月8日まで

（監理課）

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、宇都宮都市計画事業真岡市長田土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成30（2018）年6月29日

栃木県知事 福田 富一

換地処分の年月日

平成30（2018）年6月10日

換地処分の内容

平成30（2018）年3月30日付け栃木県指令都計第617号で認可した換地計画のとおり。

（都市計画課）

企 業 局

○栃木県民ゴルフ場の利用料金の承認

栃木県民ゴルフ場管理条例（平成4年栃木県条例第7号）第9条第2項後段の規定により平成30（2018）年7月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程（平成4年栃木県公営企業管理規程第6号）第6条の規定により公告する。

平成30（2018）年6月29日

栃木県知事 福田 富一

区 分			利用料金（1人1回につき）		
			9ホールを超え18ホール以内の利用	9ホール以内の利用	18ホールを超える利用
月曜日及び	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円	420円

水曜日から 金曜日まで (休日を除く。)		学 生 等	4,160円	2,910円	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに850円を加算した額	
		その他の者	5,200円 (5,000円)			
	乗用 カート 使用	1人で 使用する 場合	学 生 等	5,060円	3,360円	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,300円を加算した額
			その他の者	6,100円 (5,900円)		
	2人以上で 使用する 場 合	18歳未満の者	720円	720円	720円	
		学 生 等	4,460円	3,060円	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,000円を加算した額	
その他の者	5,500円 (5,300円)					
土曜日、日 曜日及び休 日	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円	420円	
		学 生 等	5,260円	4,710円	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,850円を加算した額	
		その他の者	9,500円			
	乗用 カート 使用	1人で 使用する 場合	学 生 等	6,160円	5,160円	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに2,300円を加算した額
			その他の者	10,400円		
	2人以上で 使用する 場 合	18歳未満の者	720円	720円	720円	
学 生 等		5,560円	4,860円	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに2,000円を加算した額		
その他の者		9,800円				
臨時営業日	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円	420円	
		学 生 等	3,900円	2,910円	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに850円を加算した額	
		その他の者	3,900円			
	乗用 カート 使用	1人で 使用する 場合	学 生 等	4,800円	3,360円	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,300円を加算した額
			その他の者	4,800円		
	2人以	18歳未満の者	720円	720円	720円	

	上で使用する場 合	学 生 等	4,200円	3,060円	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,000円を加算した額
		そ の 他 の 者	4,200円		

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 臨時営業日とは、栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程第2条ただし書の規定により休業日を変更し、臨時に営業する日をいう。
- 3 学生等とは、学生及び生徒（18歳未満の者を除く。）並びに学校教育活動として県民ゴルフ場を利用する場合における教員等の指導者をいう。
- 4 9ホールを超え18ホール以内の利用の欄の括弧内に掲げる額は、女性又は60歳以上の者が月曜日又は水曜日から金曜日までの日に県民ゴルフ場を利用する場合の利用料金の額とする。

(経営企画課)

議 会

○栃木県議会情報公開条例の運用状況の公表

栃木県議会情報公開条例（平成12年栃木県条例第1号）第30条の規定により平成29（2017）年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30（2018）年6月29日

栃木県議会議長 五十嵐 清

1 公文書開示請求等の決定等の状況

(1) 請求の件数

区 分	件 数
個 人	2
法 人	—
任 意 の 団 体	3
合 計	5

(2) 請求に係る対象公文書の決定等の状況

区 分	件 数	
決 定 示 開 示	開 示	5
	部 分 開 示	3
	非 開 示	—
	非 存 在 拒 否 応 答 拒 否	—
未 決 定	2	
取 下 げ 等	—	
合 計	10	

2 審査請求の処理状況
該当なし